

鳥取市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「鳥取市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター運営の目的、果たすべき役割を明確にするとともに、地域包括支援センターの業務を円滑かつ効率的に実施する目的で策定します。

II 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、以下の目的のために設置されています。

- 高齢者等の地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、高齢者等の地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援すること
- 地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たし、地域住民とともに、医療機関、介護サービス事業者、民生・児童委員、生活支援コーディネーター、その他地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に役立つ事業を行う機関や民間事業者等と地域のネットワークを構築しながら、地域包括ケアシステムを有効に機能させるための中核的機関としての役割を担うこと

III 運営の体制について

(1) 運営の基本的な考え方

①公益性

- 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解した活動を行います。

②地域性

- 地域の介護・福祉サービスの体制を支える地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- 地域の住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組んでいきます。

③協働性

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種のみならず、介護支援専門員、認知症地域支援推進員その他地域包括支援センターの運営に関わる全員が業務の理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有し、主担当者を中心に連携・協働の運営体制を構築し、チームで業務を遂行します。
- 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生・児童委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

(2) 地域包括支援センターの組織・運営体制

- ①【基幹型地域包括支援センター】（以下「基幹型センター」という。）

指導・管理・評価・人材育成など総合調整のほか、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、複合的な課題や支援困難（注1）なケースの介護予防に係るケアマネジメントや地域ケア会議等の後方支援（注2）を行うなど、地域包括支援センターにおける基幹的な機能を持ちます。

②【地域密着型包括支援センター】（以下「地域密着型センター」という。）

担当地域を持ち、地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的・継続的な支援を行う地域に密着した地域包括ケアを推進します。鳥取市地域包括支援センター運営方針の地域包括支援センターの果たすべき役割及び地域包括支援センターで行う事業の計画に従い運営を行います。ただし、基幹型センター固有の業務は除きます。

（注1）支援困難なケースとは、本人又はその家族等の抱える課題が複雑化・複合している為、一般的な支援方法で解決することが困難なケースを指します。

（注2）後方支援とは地域密着型センターが鳥取市地域包括支援センター運営方針で定められた業務を自立して効率的に遂行できるよう技術的な指導、問題解決の仕組みづくり等の支援を意味します。ただし高齢者等の地域住民の命にかかわる重篤な案件については直接介入することもあります。

（3）共通事項

①個人情報保護

○鳥取市個人情報保護条例を遵守し、セキュリティー、個人ファイル、事務所に
ついて適切な管理を行い個人情報の保護を行います。

○フォーマルやインフォーマルな地域の関係者に対し、適切に個人情報を保護し
たうえで、情報共有を図り課題や問題解決につなげます。

②苦情受付

○地域包括支援センターは、高齢者等の地域住民からの苦情に対応するための適
切な体制を確保します。苦情を受け付けた場合はその内容や対応について記録
するとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努めます。

③第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画と鳥取市との協働

○第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、地域包括ケアの推
進に努めた事業運営を行います。

○地域包括支援センター等で解決が困難な問題や情報確認、措置介入が必要な場
合は、市と連携して対応します。

④災害対応等

○大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、避難所及び在宅
避難者の実態把握に努め、生活上の困りごとや健康面等へ総合的な支援に努
めます。

⑤新型コロナウイルス感染症等への対策

○平時より、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザやその他感
染症予防対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国や県並びに市、関
係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努めます。

IV 地域包括支援センターの果たすべき役割

(1) 総合相談窓口機能

高齢者等をはじめとする地域住民の身近な「総合相談窓口」として、多様な相談を総合的に受け止め、その相談内容を十分に聴き取った上で、必要な支援や適切な支援機関につながります。

他の支援機関につなぐ際には、各支援者が支援の適否を判断できるよう協働する、あるいは判断するに足る情報を提供するなど、円滑につながるよう努めます。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者や老年性の疾患を有する方の心身の状態の悪化や回復、判断能力の低下、周囲の支援者や生活環境の変化などに応じ、本人の自己決定に基づいて地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう支援を行います。

支援にあたっては、介護・福祉サービスを提供するだけでなく、介護・福祉サービス以外の公的支援、地域の民間有償サービス、ボランティア活動、支え合い活動などの多様な社会資源とも結びつけ、包括的に提供します。また、多様な社会資源を活用するため、社会資源を把握し、社会資源を提供する人々とつながる地域包括支援ネットワークを構築します。

(3) 権利擁護機能と説明責任

権利侵害の対象となりやすく、場合によっては自ら権利の主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者等に対して、意思決定の支援、権利侵害の予防や救済のための支援を行います。

権利擁護のためには、時に申請に基づかない支援や介入拒否への積極的支援が必要となりますが、これらは公権力を背景に行われるものであり、常に法的根拠や目的を意識し、説明責任が果たせるよう業務を行います。

(4) 地域づくりと地域の課題解決

地域の現在の状況や地域住民の考えを把握し、地域の現在の課題のみならず、将来の課題を見据えて地域づくりに取り組みます。

地域づくりの主体はあくまで地域住民であり、地域包括支援センターは、総合相談窓口に寄せられる相談や地域のネットワーク、地域ケア会議等を通じて得られた地域の声を聞き、各種統計情報や将来予測を踏まえて地域課題と考えられる事柄を地域の人々と共有し、一緒に対応を検討していきます。

V 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 総合相談支援

地域に住む高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度利用につなげるとともに、専門的・継続的な支援のために必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を行います。

①総合相談

地域において高齢者の総合相談の中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的かつ迅速な対応に努めます。

介護保険サービスのほか、地域における様々な社会資源を把握し、相談者への適切な情報提供を行います。

本人の自己決定を支援し、本人の状況に応じた適切な機関・制度・サービスにつなげます。

②ネットワークの構築

高齢者の生活を支えるために、地域における行政機関、医療機関、介護サービス提供事業者、民生児童委員、地域の関係者等のネットワークを強化し、高齢者等の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるよう、きめ細やか相談・支援継続的な見守り等を実施します。

③実態把握

地域包括支援センターを運営していく上で、地域の高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、地域のニーズや課題を整理し、適切に対応できるように努めます。

(2) 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けることができるよう、高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。

①意思決定支援

判断能力が低下した方であっても意思決定支援のプロセスに則り、本人が自分の意思を主張し、自分自身に関することを自分で決定できるよう支援します。

意思決定支援は地域包括支援センターのみが行うものではなく、ケアマネジメントや相談支援業務の根幹を成すものであり、対人援助にかかわる専門職のすべてによって行われます。地域包括支援センターは、自らの技能を向上させるとともに、適切な意思決定支援が行われるための取組を行います。

②成年後見制度等の利用

判断能力が不十分である場合には、本人の判断能力の程度に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用、または他の制度の活用を検討し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

地域密着型センターは、担当圏域内の高齢者等に制度利用が必要かどうか適宜判断し、円滑に手続きが行われるよう対象の高齢者等や家族、関係機関との調整を行います。鳥取市は、受任調整会議の開催や市長申立の実施、市民後見人の養成を行うほか、各関係機関との連携を図ります。

③高齢者虐待や消費者被害の防止及び早期対応

高齢者虐待や消費者被害を防止するため、地域住民や保健医療福祉関係者、各種専門機関や関係部署と情報共有を図りながら相互に相談しやすい体制を構築し、被害防止に向けた普及啓発及び早期発見、早期対応に取り組みます。

④高齢者虐待の対応

高齢者の権利利益を擁護するため、養護者による虐待が明らかになった、虐待が疑われる、あるいは虐待に発展しそうな予兆が窺われる場合には、鳥取市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、地域包括支援センターとして関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を行います。

地域密着型センターは、鳥取市からの委託を受けた機関として、虐待に関する相談や通報、届出の受付、高齢者の安全確認や通報等に係る事実確認を行い、鳥取市と協議して決定された方針に従って対応を進めます。特に、高齢者自身や養護者との信頼関係の構築に努め、今後の生活に向けた相談や助言、サービス導入等の支援に繋がります。

基幹型センターは、鳥取市の機関として、虐待の有無の判断、老人福祉法に規定する措置、立入調査を実施します。また、虐待対応定例会を月1回程度開催し、情報共有及び対応について協議を行います。

養護者による高齢者虐待においては、養護者自身も生活困窮や障害、疾病などの課題を抱えている場合も多く、専門機関との連携が対応の鍵となります。基幹型センターは、それぞれの専門機関がその役割を適切に果たすため、地域密着型センターが必要な情報をアセスメントできるよう助言し、専門機関へ働きかけます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢期の問題だけでなく、多種多様で複合的な課題を抱える方が、“安心して”“その人らしい”“地域での生活”を継続するため、包括的・継続的なケアマネジメントが必要とされています。特に、複合的な課題を抱える当事者は社会的に孤立している場合も多く、地域包括支援ネットワークを通じた各関係機関との協働による重層的な支援が求められています。

①地域包括支援ネットワークの構築

地域包括支援ネットワークは、当事者への支援や生活そのものに欠かせません。地域包括支援センターは、地域包括支援ネットワークを形成し、うまく機能させるため、地域の保健・医療・福祉関係者やインフォーマルサービスを提供する事業者等と、日頃から互いに協働して“顔の見える関係”を構築します。

②介護支援専門員等への支援

その人らしい生活を継続するため、本人の意向を十分に引き出す、あるいは汲み取った上で、有する能力や病状、予後、環境、活用できる社会資源等とも合わせて本人にとって望ましい生活を検討し、支援の方向性を決定していくことができるよう、研修会の開催や個別相談、専門職の派遣等を通じて介護支援専門員等の支援を行います。

また、基幹型センターは、地域密着型センターとの職種ごとの連絡会や虐待対応定例会等を通じた情報交換や相談、専門機関と連携した研修の企画等を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

高齢者等に対し、「本人の自立（自律）した生活を取り戻す」ため本人のできることを本人とともに発見し、本人の主体的な生活の確立と生活の質の向上を高める

包括的かつ効率的な支援を行います。

①介護予防の推進

サービス利用にあたっては、高齢者の主体性を引き出す工夫をし、自己実現のための取り組みを支援します。

②自立支援・重度化防止

自立支援・重度化防止の視点を持ち、予防給付をはじめとした、短期集中予防サービス、地域資源の活用（インフォーマルサービスや地域活動への参加）多様な資源を活用し、適切な介護予防マネジメントを実施します。

要支援と要介護間の円滑で切れ目のない移行ができるよう居宅介護支援事業所との連携を密に図ります。

③介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務の委託

地域密着型センターは介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務の委託にあたり高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努めます。

（5）在宅医療・介護連携推進事業

地域には慢性的な疾患を抱える高齢者が増加しており、入退院や在宅療養、急変時の対応や看取り等、介護保険サービスの利用に至らないとしても、医療と介護が連携することは避けられません。医療と介護が円滑に連携するためには、各種勉強会や研修会、会議等への参加を通じた相互の情報共有や知識の習得、顔の見える関係を作ってコミュニケーションを取ることが必要です。

地域包括支援センターを含め在宅療養を支える介護保険サービスを提供する者は、支援のために治療の見通しや方針等を把握しておく必要があり、医療機関から必要な情報を得るとともに、在宅での生活状況等の情報を提供します。

（6）生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防に取り組むため、介護保険サービスだけでなく、民間事業者の提供するサービス等、地域の実情に応じた多様な主体による多様なサービスが提供されるよう、地域の活動団体等と連携しながら、体制の整備を図ります。

地域包括支援センターは、生活支援コーディネーター等と連携し、地域資源の洗い出し、課題の整理と情報共有を行い、住民が共に支え合う地域づくりを進めます。また、地域ケア会議等との連動によりニーズの把握を行い、地域団体との連携を通じて、必要に応じて協議体の設置を行います。

（7）認知症総合支援事業

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生き、認知症の人もそうでない人も、同じ住み慣れた地域で暮らし続けることができるための取組を行います。

①認知症地域支援推進員の配置

認知症に関する取組を推進するため、地域密着型センター単位で認知症地域支援推進員を配置します。

地域包括支援センターは、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の本人やその家族の相談を受け、地域でよりよく暮らすための方法を一緒に考え、地域住民との関わりの継続や地域のインフォーマルサービスの活用、その人らしく暮らせる地域の仕組みづくりにつなげます。また、必要に応じて地域の支援機関、医療機関、介護サービス事業所等へつなぐ役割を担います。

②認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

認知症になっても今までの暮らしを続けていく社会を作るためには、認知症の本人の声を基にした取り組みが欠かせません。

地域包括支援センターは、本人の声を聞き、一緒に活動しながら、希望を持って暮らす認知症の本人の姿を多くの市民に知ってもらい、本人と一緒に活動する仲間を地域に増やします。また、取組の企画・運営に本人が参加することで、各事業に認知症の本人の声を取り入れます。

③早期診断及び早期対応

寄せられた相談に対して、早期に受診が行われ、生活環境を整えるなど早期の対応に結び付けられるよう、地域密着型センター単位で認知症初期集中支援チームを設置します。

地域包括支援センターは支援チームを積極的に活用して、初期支援を行い、本人や家族等がよりよく暮らすための方法を考えます。また、支援チームの活動を通じて、チーム医等の地域の医療関係者や介護関係者に地域での暮らしを考える意識を醸成するほか、支援チームの活動の中で発見された地域課題は、地域ケア推進会議での検討につなげます。

④家族への支援

認知症の本人の意向と同様に、認知症の人の家族自身のよりよい暮らしを考えることも大切です。認知症の人や家族同士が出会える場所を増やし、地域の中でつながりが持てるような取組を進めることで、家族自身の持つ偏見も減らしながら、地域の理解やサポートが得られる地域づくりを進めることで、家族への支援につなげます。

(8) 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のため、地域の多様な関係者が協働して個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」を通じ、高齢者等の自立支援に資するケアマネジメントの支援や高齢者の実態把握、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を行います。

さらに、個別ケースの検討を積み重ねることで、地域に共通する生活課題（地域課題）や自立促進要因を、他の事業で得られた情報や統計データ等も加えた上で把握します。

把握された地域課題や自立促進要因は、それぞれの地域づくりにつなげるため、地域課題の内容に応じて大小異なる単位での「地域ケア推進会議」を開催して共有し、検討します。

(9) 生涯を通じた健康づくり

生涯を通じた健康づくりのため、保健事業と介護予防の一体的実施事業等の仕組みを利用しながら、地域における健康づくり・介護予防の取組みを促進し、病気の発症並びに重症化予防や生活機能の低下防止及び向上に取り組みます。

①地域での健康づくり

地域の高齢者サロン等へ地域包括支援センターの職員、地区担当保健師、地域支え合い推進員、地域の関係者や地区組織、地域の医療専門職等と協働して介入支援を行います。協働して実施することにより、運動や栄養、口腔、社会参加、疾病管理等の健康づくりのために必要な支援をそれぞれの専門職が担当し、サロンのフレイル特性等に合わせた講座の開催を行うほか、地域の担当者同士はもちろん、地域住民との顔の見える相談しやすい関係を構築します。

②専門職の活用

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）や管理栄養士、歯科衛生士など、通常は地域密着型センターに配置されていない専門職の知見を、地域ケア会議や地域での集団支援及び個別支援を通じて活用します。

③社会参加の推進

社会参加には地域活動やボランティア活動、趣味活動、生涯学習、スポーツ、地域の集い場、介護予防教室への参加など多岐にわたりますが、高齢者の生きがいを支援し孤立の防止を図るため、社会参加を促進し、高齢になっても継続して参加し続けられるよう支援します。

VI 事業計画・重点取組の作成

各包括支援センターにおいては、年度ごとに、これまでの取組状況及び担当地域の特性や実情等を踏まえ、運営方針に基づいた具体的な事業計画並びに重点取組を作成します。PDCA サイクルの考えを用い事業の継続的に改善を図ります。